

議案第13号

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年2月17日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）の一部を次のように  
に改正する。

第21条第5項中「及び広告業の代表者」を「、広告業の代表者及び市民」  
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員（市民のうちから委嘱さ  
れる者に限る。）の任期は、改正後の条例第21条第6項の規定にかかわら  
ず、平成24年3月31日までとする。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

屋外広告物審議会の委員に市民を加えるため、この条例を制定するものである。